

介護老人保健施設 永寿 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団永寿会が開設する介護老人保健施設 永寿 (以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 永寿
- (2) 開設年月日 平成21年 7月 1日
- (3) 所在地 岐阜県岐阜市栄新町2丁目50番地
- (4) 電話番号 058—232—1151 FAX 番号058—232—1153
- (5) 管理者名 大橋 勉
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2150180152 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|------|---------|-----------------------------------|
| (1) | 管理者 | 1人 (常勤兼務) |
| (2) | 医師 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する医師による。 |
| (3) | 薬剤師 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する薬剤師による |
| (4) | 看護職員 | 3人 (岐阜市条例第76号第4条第1項第3号に定められる基準以上) |
| (5) | 介護職員 | 8人 (岐阜市条例第76号第4条第1項第3号に定められる基準以上) |
| (6) | 支援相談員 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する相談員による。 |
| (7) | 理学療法士 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する理学療法による。 |
| (8) | 栄養士 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する栄養士による。 |
| (9) | 介護支援専門員 | 1人 併設する大橋整形外科病院に勤務する介護支援専門員による。 |
| (10) | 事務員 | 2人 併設する大橋整形外科病院に勤務する事務員による。 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士は、利用者の栄養管理等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、必要な事務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、29人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 介護保険施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話。
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療

- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック及び栄養状態の管理
- (5) 退所時指導

(利用料その他の費用)

第9条 指定介護施設サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

1 前項のほか、次の各号にあげる費用を徴収する。

- 一 食費 1日当たり 1,680円(おやつ代含む)(ただし、介護保険法第51条の2第1項及び第61条の2第1項に定める特定入所者(次号において「特定入所者」という。)については、第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に定める食事の負担限度額。)
- 二 居住費(滞在費)
 - イ 多床室 1日当たり 500円
 - ロ 従来型個室 1日当たり 1,640円
- 三 日用消耗品費 購入額実費
(シャンプー、リンス、ボディソープ、歯ブラシ、歯磨き粉、個人用ティッシュペーパー等)
- 四 私物洗濯代 業者委託による
- 五 理美容代 実費

- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、午後2時より午後7時までとする。
(但し、感染症等流行時や院内感染発生時には面会の禁止や面会時間の変更あり)
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出、外泊は、専用の届け用紙に必要事項記載し申しでるものとする。
- ・ 飲酒・喫煙 原則禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従い利用する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己の責任で管理するものとする。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設からの紹介状が必要な為、事前に申しでるものとする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策は次のとおりとする。

- 一 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
- 二 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、実施する。
- 三 避難、救出訓練は計画に基づき少なくとも年2回実施する。

(衛生管理)

第12条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症又は食中毒に関する対策)

第13条 感染症又は食中毒に関する対策は次のとおりとする。

- 一 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- 二 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに月1回委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 三 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための研修会を定期的実施する。
- 四 その他別に厚生大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事故発生の防止及び発生時の対策は次のとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応及び報告の方法等、事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生の防止のための委員会を設置するとともに従事者に対する研修を定期的に行う。

(虐待防止のための措置)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

第16条 当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続きについて次のとおりとする。

- 一 身体拘束廃止委員会を開催し、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合に手続きに移る。
- 二 利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて目的・理由・時間(帯)・期間等、詳細な説明をおこない同意を求める。
- 三 拘束解除を目標に状況をよく観察し継続的にカンファレンスを行い検討し、要件に該当しなくなった場合には速やかに身体拘束を解除する。

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第17条 利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を次ぎのとおりとする

一 利用者等からの相談又は苦情等に対応する窓口、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置く。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。苦情の受付は口頭でも行うが「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。

二 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④ 苦情処理について等台帳に記録、保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

（褥瘡対策等）

第18条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（職員の服務規律）

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第21条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 永寿会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第23条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(記録の整備)

第26条 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備すると共に岐阜市条例第42条第2項第1号から第7号に定められた記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団永寿会 介護老人保健施設永寿の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成21年7月1日より施行する。

この運営規程は、平成25年6月1日より施行する。

この運営規程は、平成28年11月14日より施行する。

この運営規程は、平成30年11月29日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。